

【平成 29 年 8 月 21 日（月）】

報道機関各位

平成 29 年 8 月 21 日、小樽市コンプライアンス委員会より小樽市長に対し、小樽市職員倫理条例第 17 条第 1 項の規定に基づき、調査結果に関する報告がありました。

このことについて、下記のとおり市長談話を発表します。

○ 小樽市長談話

「本日、小樽市コンプライアンス委員会からの報告があり、いずれも、通報対象事実ありとの結果でした。

市としては、法令の趣旨に則り、適正な行政手続きを進めてきたものと考えていましたが、今回、このような調査結果となりましたことを、大変、残念に思っています。

今後、報告内容を精査し、適切に対応してまいりたいと考えています。」

以上

(参考：小樽市職員倫理条例 抜粋)

第 15 条 公益通報は、市の事務事業若しくは市から事務事業を受託し、若しくは請け負った事業者における当該事務事業に関する事実、市施設の指定管理者における当該施設の管理運営に関する事実又は職員に関する事実で、次のいずれかに該当するものを対象とする。

- (1) 法令に違反する事実
- (2) 人の生命、身体、財産若しくは生活環境を害し、又はこれらに重大な影響を与える事実
- (3) 前 2 号に該当するおそれのある事実

(お問い合わせ先)

○通報対象事実に関する内容等について
産業港湾部港湾室 (0134-32-4111 内線 386)

○コンプライアンス委員会について
総務部コンプライアンス推進室 (0134-32-4111 内線 448,478)

平成29年 8月21日

小樽市長 森 井 秀 明 様

小樽市コンプライアンス委員会
委員長 山 口 均

公益通報に係る調査結果について（報告）

謹 啓 時下ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、平成29年1月26日付けの公益通報の通報概要及び対応方針については、既に報告済みですが、このたび平成29年8月17日開催の小樽市コンプライアンス委員会において、下記のと通りの調査結果となりましたので、小樽市職員倫理条例第17条第1項の規定に基づき報告いたします。

謹 白

記

受付番号 12

件 名 高島漁港における観光船の事業と係留における法令・条例違反

調査結果 以下のとおり

- (1) 高島漁港区において、観光船の護岸使用登録（係留許可）がなされている事実（関係法令：「港湾法」、「小樽市港湾施設管理使用条例」（以下「管理使用条例」）、「小樽港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例」（以下「分区条例」））

【結果】 通報対象事実あり（小樽市職員倫理条例第15条第1号）

【理由】

高島漁港区において、観光船の護岸使用登録がなされている事実自体は争いなく認められます。これについて、通報者は、港湾法第2条第5項の港湾施設の定義規定上、護岸は外郭施設であり、係留施設ではないことから、護岸に長期の係留許可を出すことは港湾法に違反する行為であると主張しています。



しかし、市は、港湾法では護岸に船舶を係留してはならないという規定はなく、係船柱などの附帯設備を設置することにより、船舶の係留が可能であり、船を係留させることが港湾計画やその他港湾の開発発展に著しく支障を与えないとして、従前から「港町護岸」や小樽運河の北海製罐側の「第1期運河護岸」などに船舶の係留許可がなされている事例があると主張しています。

委員会としては、前記港湾法の定義規定だけから、直ちに港湾法が護岸へ一切の船舶の係留を禁止しているとはまでは言えないものと考えます。

次に市は、本件は、「物揚場護岸」として、管理使用条例第3条第4項の規定に基づき、当該護岸への船舶の使用の登録をしたものであり、管理使用条例から逸脱していないと主張しています。

しかし、本件護岸周辺は漁港区であり漁業権が設定され現に漁業が行われている水域であるから、漁業者の意見を無視して船舶の係留を許可することは妥当ではないと考えます。現に、上記港湾法第37条第2項は、「港湾の利用若しくは保全に著しく支障を与え」る場合には、港湾管理者は、水域の占用を許可してはならないと定め、更に、国土交通省作成「水域の占用について」や「逐条解説港湾法」の水域占用の許可の判断に係る審査基準でも、「近傍に立地する事業者の事業活動に支障を与えないこと」が指摘されているところであります。よって、最も重要な当事者である近傍の漁業者との調整を図らずに使用登録をしたことは、上記法令の趣旨に反し、行政手続上不適切であったと考えます。

次に市は、係船環設置は、軽微な設備であり小型の観光船を1隻係留するだけでは、漁港区の目的を著しく阻害しないとして、分区条例に違反していないと主張しています。

しかし、分区条例は高島漁港を港湾法第39条第5項の漁港区「水産物を取り扱わせ、又は漁船の出漁の準備を行わせることを目的とする区域」と指定し、これらの区域の目的を踏まえ、条例別表第3各号に掲げる構築物以外は建設してはならないとしており、特に港湾法第2条第5項第3号の「係留施設」については、「漁船のための係留施設」以外建設してはならないとしている（分区条例第3条（3）別表第3（2））ものです。

したがって、たとえ係船環が軽微な設備であったとしても、観光船の係留許可がなされていることは、観光船の係留施設を認めることとなり、同条例に違反していると考えられることから、委員会としては、通報対象事実はあると判断いたしました。

- (2) 高島漁港区において、無断で車止めにU字フックを取り付け、その撤去をさせることなく、船に係留させたままで係船環の取付を条件に係留の許可がなされている事実（関係法令：「管理使用条例」）

【結果】 通報対象事実あり（小樽市職員倫理条例第15条第3号）

【理由】

高島漁港区において、無断で車止めにU字フックを取り付け、その撤去をさせることなく係留許可がなされている事実自体は争いなく認められます。産業港湾部の意見陳述書に対する質問への回答で市も「手続としては、不適切な状態を是正させた上で、護岸の登録（許可）を出すのが本来のあり方と考えますが・・・」と回答しているように、まずは違法行為であるU字フックの撤去及び車止めの現状復帰をさせた上で、係船環の設置許可の判断をすることが行政手続上の適切な手順であることは明らかです。

しかし、市がこの本来の手順を踏まず、船に係留させたまま「係船環の取付という許可条件を付すことで、U字フックの撤去がされ、車止めの復旧につながり、不適切な状態が改善され早期に問題が解決する」と判断して係留の許可をしたことは、その例外的な扱いをする合理的な理由もなく、結果として約10ヶ月の間問題が解決されなかったことを考えると、管理使用条例の適正な運用を誤り、行政手続として不適切であったと考え、委員会としては、通報対象事実はあると判断いたしました。

- (3) 高島漁港区において、水産関連施設やその利用者のための飲食・物販以外は建設が禁止されているにも関わらず、観光船利用者のための利便施設の建築許可がなされている事実（関係法令：「分区条例」）

【結果】 通報対象事実あり（小樽市職員倫理条例第15条第1号）

【理由】

高島漁港区において、観光船利用者等のための利便施設の建築許可がなされている事実自体は争いなく認められます。ところで、分区条例別表第3（12）では、「前各号の施設に従事する者及びその利用者のための飲食店又は物販店並びにこれらの附帯施設」の建築は認められています。しかし、建築指導課に提出された「建築申請追加説明の件」に記載のある、物置棟は「船舶管理資材（アンカー・網・ブイ・フェンダー等）の保管庫」とされており、そもそも飲食店又は物販店の附帯施設に当たりません。また、この施設は最終的に事務所に用途変更がなされていますが、これも観

光船の受付をするための施設であり、飲食店又は物販店の附帯施設に当たりません。

また、市は、休憩棟は飲食店又は物販店であり、漁業関係者もその施設を使えるので、前記の規定に該当するため、禁止構築物に当たらないとしています。しかし、今回事業者が建設した「休憩棟」は、冬期間の営業を行っておらず、また、事業者から提出された「事業計画概要」や「建築申請追加説明の件」を見ても、その主たる目的は、観光船の乗降客や観光客が利用すると考えるのが妥当であり、到底漁港区内の施設従事者や漁業者のための飲食店又は物販店とは考えられないことから、分区条例に違反しているものであり、委員会としては、通報対象事実はあると判断いたしました。

以上

平成29年 8月21日

小樽市長 森 井 秀 明 様

小樽市コンプライアンス委員会
委員長 山 口 均

公益目的通報に係る調査結果について（報告）

謹 啓 時下ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、平成29年3月27日付けの公益目的通報の通報概要及び対応方針については、既に報告済みですが、このたび平成29年8月17日開催の小樽市コンプライアンス委員会において、下記のと通りの調査結果となりましたので、小樽市職員倫理条例第17条第1項の規定に基づき報告いたします。

謹 白

記

受付番号 13

件 名 小樽港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例違反
調査結果 以下のとおり

高島漁港区において認められている係留施設は「漁船のための係留施設」だけであるにもかかわらず、観光船のための係船環（係留施設）の設置許可がなされている事実（関係法令：「小樽港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例」（以下「分区条例」））

【結果】 通報対象事実あり（小樽市職員倫理条例第15条第1号）

【理由】

高島漁港区において、観光船のための係船環の設置許可がなされている事実自体は争いなく認められます。市は今回の係船環設置に伴う工作物施工許可は、既存の護岸に附帯設備を設置するものであり、港湾法第40条第1項で「各分区の目的を著しく阻害する建築物その他の構築物であって」とあることから護岸に係船環を設置し、観光船に係留させること



が漁港区の目的を「著しく阻害する」ものにはならないと判断し、分区条例に違反しないと主張しています。

しかし、分区条例は高島漁港を港湾法第39条第5項の漁港区「水産物を取り扱わせ、又は漁船の出漁の準備を行わせることを目的とする区域」と指定し、これらの区域の目的を踏まえ、条例別表第3各号に掲げる構築物以外は建設してはならないとしており、特に港湾法第2条第5項第3号の「係留施設」については、「漁船のための係留施設」以外建設してはならないとしている（分区条例第3条（3）別表第3（2））ものです。

この点について市は、係船環設置は、軽微な設備であり小型の観光船を1隻係留するだけでは、漁港区の目的を著しく阻害しないとして、分区条例に違反していないとも主張しています。

しかし、たとえ係船環が軽微な設備であったとしても、観光船の係留許可がなされていることは、観光船の係留施設を認めることとなり、同条例に違反していると考えられることから、委員会としては、通報対象事実はあると判断いたしました。

以上